

1. 開 会

司会 本日は、お忙しい中を御参集いただきまして、ありがとうございます。

先ほど、会議に先立ち、処分場を御視察いただきました。

ただいまから、第1回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会を開催いたします。

2. 委員委嘱

司会 初めに、浅野知事より各委員の皆様へ委員の委嘱状を交付いたします。

(委嘱状を知事より各委員に手渡し。)

3. あいさつ

司会 続きまして、浅野知事よりごあいさつを申し上げます。

浅野知事 委員各位におかれましては、本委員会の委員就任を御快諾いただきまして、まことにありがとうございました。また、年度末何かとお忙しい中、本日は御出席を賜りまして心から感謝を申し上げます。

先ほどは、現場を見てまいりましたが、竹の内最終処分場、設置届出書が県に提出されたのは平成2年であります、地元建設業者。その後、経営主体が何度か変更されまして、結果として平成13年5月、埋立処分終了届出書というのが提出されて現在に至っているということでございます。

この間の状況については、後ほどまた経緯として御説明を進めていただきますが、この間、特に平成11年の初めごろだったでしょうか、そのころから処分場周辺の住民の方からは、悪臭がするとか、目が痛いとか目が充血するとか鼻水が出るといったような訴え、これが県の方に届くようになったというのはこの平成11年初めごろでございますので、そういったような苦情を訴えするのが県の方に届くようになりました。

それに対して県では、事業者に対して悪臭対策の指導を行いましたし、また、臭気調査というのも実施をいたしまして、平成13年12月には、「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策本部」というのを設置いたしまして、悪臭防止対策や健康対策を講じてまいりました。また、硫化水素が発生をしているということで、その発生原因の究明と、その抑制策の調査、また小中学生に対する健康調査、そういったことを実施をしてまいりました。

結果として、私ども、率直におわびを申し上げなければなりません、住民の方々からそう

いったような御訴えがされたということについての問題の深刻さということについて、我々の認識が十分でなかったということをお認めなければならないと思っております。その結果として、住民の皆様方の声そして問題の本質ということを実物大で受けとめるということができなかつたということに今思い至っているわけでございまして、この点を率直におわびを申し上げたいと思っております。

昨年の12月にボーリング調査を県が行いまして、その結果などから判明いたしましたのは、許可容量を大幅に超えるような産業廃棄物が埋め立てられたのではないかとということが、ほぼ推定できる結果になりました。また、許可された区域外に廃棄物が埋め立てられたということは明らかになりました。早い時期に埋め立てを終了させるということ、我々行政として優先をするという方針にやはりこだわったということがあったと思っております。それと同時に、こだわるのではなく、埋立容量把握のための調査手法を工夫するとか、また、厳正な行政処分を視野に入れた対応をしていけば防げたという面があったのではないかと、この点について反省をしております。

これは、組織として十分に対応できなかったということでございまして、この点は反省をし、そしてその教訓をこれからの行政の中に生かしていかなければならないと考えています。

事業者に対する対応でございますが、今月の19日付、ほんの最近であります、3月19日付で産業廃棄物処分量の許可の取り消しをいたしました。この許可は、平成11年3月23日付でなされてきたわけですが、この許可を取り消しいたしました。また、同じく3月19日付で、処分場の維持管理を来月4月1日までに行うよう措置命令というのを発出いたしました。この期限までに維持管理に着手をしないという場合には、県で責任を持って対応していくということになります。

住民説明会というのを1月18日に開催をいたしました、その席でもいろいろ御意見を賜りました。処分場の近くにお住まいの方からは、移転希望というのもあったということをお承知しておりますし、また、埋立廃棄物の全面撤去というふうなお話もあったというふうにお承知しております。この検討委員会では、県として従来行ってきましたガス、水質、化学物質などの調査結果をまずは分析評価していただきたいと考えていますが、それと同時に、処分場に起因する健康影響、環境への影響、また廃棄物の取り扱い、そして処分場の廃止に向けた方策、そういったことについて、それぞれの専門的なお立場から御検討をしていただきたいと考えております。今申し上げましたような御要望、御意見でございます。また、今後の対策については、検討の結果を踏まえた上で判断をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申

上げたいと思います。

冒頭に当たって一言ごあいさつを申し上げます。

ありがとうございました。

司会 続きまして、委員の選任に御協力をいただき、また今後もこの委員会がいろいろとお世話になることとなります村田町の佐藤町長にごあいさつをお願いいたします。

佐藤町長 大変御苦労さまでございます。

前段は、現場をそれぞれ見ていただいたということであり、ただいまは知事からそれぞれ委員の方々に、委員会スタートに当たりましての御委嘱を申し上げたということでございます。委員の方々、よろしく願いを申し上げたいというふうに思っておりますし、10名の方々は学識経験者ということで、それぞれの分野において御精通をされておるといふような形であるというふうに思っておりますし、また、町からの推薦というようなことで、7名プラス職員1名、それから県が2名というふうなことで、20名の団体にスタートをされるということでございます。

この処分場の内容等につきましては、今、知事からそれぞれお話をいただいた状況にあらうというふうに思っております。この委員会の皆様方の状況なり御判断なりということによりまして、今日まで今なお不安を強いられておる地域の方々のひとつ不安を取り除くような、そして委員会に立ち上がるその中身においては、ある意味では即効性のある形でひとつ御判断を、運営をしていただけるならば大変ありがたいというふうに思うわけでございます。委員の方々、これからそういう意味では大変な状況にあるのかなというふうに思いますが、よろしく願いを申し上げたいというふうに思っております。

なお、今日までそれぞれ県御当局に対しましても、町といたしまして連携をさせていただき、さらには御要望等も申し上げた経過もでございます。この委員会の中でも、以下申し上げますことにつきましても検討の中にひとつ加えさせていただくならばありがたいというふうに思っておりますし、その種々回答につきましては、町も含めまして連携をさせていただくということを前提に申し上げさせていただきます。

今、知事からお話しございましたように、基本的には不法投棄の部分、いわゆる地域以外の部分のこの処理の問題、さらには基本的には超過の部分のことについてしっかりとお願い申し上げたいと。加えまして、この町内には赤道、青道、いわゆる農道、水路がございます。その機能が今ございませんので、これらの再構築なども早急に御検討を、回答をお願い申し上げたいというふうに思っております。これらによって、現在、町道が水で大変難儀をしておるとい

う状況でもございます。これも加えてお願い申し上げたい。その水処理に当たっては、結果的には流末処理の関係を主体的にやっていかなくちゃならないことであろうというふうに考えております。それには、それぞれ関連が出てまいります荒川にございますイワブチ堰の改修等、一部県道寄井蔵王線の改修ということに至る部分が改善されるのであれば、非常に一石三鳥の結果、効果がなされることであろうというふうに認識をいたしておるところでございます。どうぞ、委員の方々にもこれらをひとつ心の中に受けとめていただきまして、そして地元、ひいて町全体が安全で安心な状態に確立していただくことを心からお願いを申し上げますところでございます。

本日、大変御苦労さまでございます。

ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

ここで、改めまして各委員を御紹介申し上げます。

まず、学識経験者として阿部弘樹弁護士でございます。（「阿部です」の声あり）犬飼健郎弁護士でございます。（「犬飼です」の声あり）岡田誠之東北文化学園大学科学技術学部教授でございます。（「岡田です」の声あり）尾崎保夫秋田県立大学生物資源科学部教授でございます。鈴木庄亮群馬産業保健推進センター所長でございます。田村俊和立正大学地球環境科学部教授でございます。

続きまして、村田町長から推薦いただきました住民の方々として、岡 久委員でございます。尾本三雄委員でございます。佐藤正隆委員でございます。佐藤鐵三委員でございます。鈴木健一委員でございます。吉野安吉委員でございます。渡邊義雄委員でございます。

続きまして、行政側として遠藤裕悦郎村田町生活環境課副参事でございます。（「遠藤です」の声あり）伊東智男宮城県環境生活部長でございます。柏木 誠宮城県保健福祉部技監でございます。

なお、本日は井上雄三委員、彼谷邦光委員、佐藤 洋委員、原田 光委員が欠席となっております。

次に、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会の設置につきまして、事務局より御説明申し上げます。

宇野技術副参事 それでは、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会について御説明を申し上げます。

資料1の設置要綱をごらんいただきたいと思います。

まず、設置目的でございますが、これにつきましては、最終処分場の廃止に向けました対策を総合的に検討するために設置するものでございます。

委員会の所掌事務といたしましては四つほどございまして、一つは、処分場の維持管理に関すること、二番目といたしましては、埋立産業廃棄物の取り扱いに関すること、三番目といたしましては、処分場から受ける健康及び環境の影響に関すること、四番目、その他必要な事項の調査、協議に関すること、この四つが所掌事務でございます。

委員会の組織といたしましては20名で構成されておりますが、その区分につきましては、村田町長が推薦する方々7人でございます。学識経験者が10人、村田町長が指名する町の職員が1人、県職員が2人、合計20名で構成されております。

第3の2でございますが、検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

3、委員長は委員の互選によって定める。

4、副委員長は委員長が指名をする。

5、委員長は、検討委員会の事務を総括し、検討委員会を代表する。

6、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理するということでございます。

任期につきましては、第4にございますように、任命の日から翌年3月31日までといたします。

委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間といたします。

会議の招集でございますが、検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となるということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

2、委員長は、必要に応じて検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3、委員長は、検討委員会の会議の結果を知事に報告するものとするということでございます。

次に、専門部会の設置でございますが、第6でございます。検討委員会に、専門的事項を検討するため専門部会を置くことができる。

2、部会長及び部会員は、委員の中から委員長が指名をする。

3、部会長は、部会の事務を総括し、部会を代表する。

4、部会長は、必要に応じて専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。

5、部会において検討した結果等は、検討委員会に報告をするというものでございます。

第7の庶務でございますが、庶務につきましては、環境生活部の廃棄物対策課において処理をさせていただきます。

附則をごらんいただきたいと思いますが、この要綱は、平成16年3月2日から施行いたします。

さらに、この要綱は、平成17年3月31日に限り、その効力を失うことにしております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

4. 委員長選出

司会 続きまして、本委員会の委員長の選任をお願いしたいと思います。

設置要綱によりまして、互選により定めることとなっております。どなたか御推薦いただけませんか。（「犬飼委員を」の声あり）

ただいま犬飼委員というお声がありましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

司会 それでは、犬飼委員に委員長をお願いいたします。

それでは、ただいま委員長として選任されました犬飼委員に委員長席にお移りいただき、ごあいさつをお願いいたします。

委員長 ただいま委員長に推薦いただきました。弁護士の犬飼です。

私、委員に就任の打診を受けたときには、こういう大役を仰せつかるというか、思いもよらなかったんですけれども、御推薦ですので就任させていただきたい思います。

健康と環境というものはかけがえのないものであるという立場に立って、この問題が適切な解決が図られるよう、皆さんの御知恵を出していただきたいと思います。よろしく願いします。

司会 それでは、次に議事に移らせていただきたいと思います。

ただいまから議事の進行は犬飼委員長をお願いいたします。

委員長 それでは、事務的なことですけれども、副委員長の選任をお願いしたいと思っております。

要綱ですと、委員長の私が指名するということになっておりますけれども、皆さんほとんど初対面なので、自薦他薦でまずお願いをしたいと思いますがいかがですか。

田村委員 自薦の方がいらっしゃるればその方がよろしいと思うんですが、もしいらっしゃらなければ、廃棄物処分場のいろいろな事例について御存じと思われる井上委員に、きょう欠席な

んですが、お願いできればと私は思うんです。

委員長 いかがでしょうか。

佐藤(正)委員 こちらの方から出ささせていただければというふうに前から思っておりまして、実際には話になりましたけれども、私は鈴木がどうかというふうに思ったんですけれども、そうでなければ、我々の顧問の原田さんをですね、こちらの方にそれはいただけないでしょうかというふうに思います。

委員長 私に指名権があるんですけれども、井上さんを。それから、最初、ちょっと呼び名について、学者の皆さんもいますが、皆さん「さん」あるいは「委員」で呼びたいと思います。

井上さんをまず指名させていただいて、あと、これは何名ですか。(「一人」の声あり)じゃあ、差し当たって井上さん、お願いします。じゃあ、井上さんを指名いたします。

2番目は、公開と傍聴の問題ですが、これはどうするか。事務局の方に説明を最初いただきます。

中村班長 宮城県におきましては、情報公開条例を定めておりまして、その19条の中で会議の原則公開を定めております。したがって、この検討委員会につきましても、原則公開とさせていただきますと考えております。

お手元に配付の資料に示しておりますとおり、傍聴につきましては、まず傍聴要領(案)をお示ししております。こういった要領案に基づきまして傍聴していただくことを考えておりますので、どうぞよろしく御審議をいただきたいと思います。

それから、検討委員会の議事要旨及び配付資料につきましては、ホームページなどに掲載して公開することとしております。

資料2の傍聴要領(案)、読まさせていただきます。

1、傍聴する場合の手続。

傍聴の受付は、先着順で行います。これは、第1回目以降のことについてであります。したがって、定員になり次第、受付を終了いたします。

それから2、会議を傍聴するに当たって守っていただく事項でございますが、(1)としまして、傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。(2)会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。それから(3)でございますが、会場内におきまして、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りではありません。(4)その他会議の支障となる行為をしないでください。

3番としまして、会議の秩序維持。傍聴者が2の規定に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

以上が傍聴要領(案)になっております。

委員長 それでは、あとは議題に入ります。(「ちょっと」の声あり)

佐藤(正)委員 今回の傍聴要領(案)なのですが、これをそのままこうしたら、まずいことになると思っております。ケイカイのこと、ちょっとわけが違いまして、我々は委員で仮にここに出ていますけれども、周りの人たちがいっぱいいるわけですね。皆議論を聞いておこうというふうな話も出てくると思います。

それで、私求めたのは、傍聴席の人たちの発言も十分に取り入れることということでお話ししたと思ったんですが、これは委員会の傍聴(規定案)で抹消になってしまった。それで、このことは、委員長さんが適宜、傍聴席の皆さんいかがでしょうかというふうなお話でしていただかないと、いろいろやっぱりまずいんじゃないかと。最初、うちの方では求めていましたけれども、これ、写真撮影、録音、録画はだめだということではなくて、こんなものはもう規制するまでもないんじゃないでしょうか。これは、多分県議会のあれ(傍聴規定)を持ってきたんですね。そいつは、うちの方ではなじまないということで、その御説明。委員長さんが、委員長の、それで、どなたからもあれもなったよ、あれもなったよと、こういうことでは結局こうやってくださいというふうな時代の先に行くような傍聴の姿にさせていただかないと、我々をおだてて、そしてそうでないと困ります。

委員長 傍聴要領というのは、母体は何ですか。

事務局 この傍聴要領(案)につきましては、県で定めております審議会等の会議の公開に関する事務取り扱い要綱というのがございまして、その中での基本的な例として示している要領(案)でございます。したがいまして、撮影を許可するとかしないとか、それぞれの審議会で御判断いただくということになりますので、その辺よろしくお願いします。

委員長 写真撮影、録画、録音は行わないでください、ただし、委員長の許可を得た場合はその限りではありませんというふうになっているんですが、この辺はどうですかね、委員の皆様。自由に録音や撮影等をしていただいてもいいかどうかですが。許可してあげてもいいかということになります。

岡委員 岡です。座っていいですか。

この処分場問題というのは、地域住民が非常に興味を持っていると。そして、被害もかなり多いんですね。何もこの委員会が、限られたところでやるということでないんだから、でき

るだけオープンにやっぱり論議を進めていくべきだと。そうすれば、地域の人たちの理解もさらに深まっていくということからオープンにして、さっき佐藤さんが言われたように、必要なきときには意見も出せるという会にさせていただきたいと思うんですけれどもね。そんなに固く考えないでね。できるだけオープンにして。

委員長 写真撮影となると、特に支障があるという場合以外は自由にしてもらおうと思いますが、いかがですか。（「いいです」の声あり）

それから、傍聴人の発言は、やっぱりこれは委員会という集合体なものですから、傍聴の席から自由に言われると、委員会の委員の議論になるかどうかというのもわからなくなりますので、必要に応じて意見を述べたいというときには、できれば事前に言っていただいて、それで、必要があると委員会が認める場合には意見をいただくというふうにしたいと思います。

佐藤（正）委員 固くそうしてですね、あの例えば委員がこの件に関しては傍聴席のだけれどが一番知っているはずですよというふうなことで、例えば聞いてくださいというふうななんかをその場でお伺いすると。それで委員長さん、それを何というか、聞いていくということで、そういうふうな形でいいんじゃないのと。

委員長 それ、原則としてだめだなんては言いませんけれども、できればやっぱり事前に、こういう件で述べたいというふうなことを言っていただいて、そして委員会に諮ってやりたいというふうに、発言をお願いしたいと思うんです。佐藤委員、その点御協力お願いします。

阿部委員 委員長の今の意見はわかりました。厳格な運用にしないでいただきたいと。委員長の柔軟な対応を、ぜひ御理解をというふうに思っております。

委員長 わかりました。

5. 議 題

委員長 それでは、議題に入らせていただきます。

第1回目ということで、「(1) 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に関する経緯と概要について」という議題から入ります。これでいきたいと思います。5の3行ですけれども、これは村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に関する経緯と概要について、(2) 番目として検討委員会の検討事項についてということですが、順次事務局の方から説明をお聞きいただいた後、質疑と意見をいただきたいと思います。

事務局、御説明 お願いいたします。

宇野技術副参事 それでは、資料3をお開きいただきたいと思います。

資料3には、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の経緯と概要について資料をつくってまいりました。

最初、1番目は、処分場の概要でございます。

(1)の事業名は株式会社グリーンプラネット、代表取締役菅野清人でございます。

所在地は、ごらんの場所でございます、(3)の施設の内容につきましては、産業廃棄物の区分といたしましては、安定型の最終処分場でございます。

最終的なめどで、面積は6万7,398平方メートル、埋立容量にいたしましては35万4,435立法メートルでございます。

安西建設からは、平成2年8月6日に廃棄物処理法に基づく設置届け出がなされてまいりました、埋立終了については、グリーンプラネットから平成13年5月23日に廃棄物処理法に基づく埋立終了の届け出がなされているところでございます。

この埋立面積及び容量につきましては、申しわけございませんが、2番を飛ばしまして3番をちょっとごらんいただきたいと思いますが、最終的なこの面積容量に至る間に、平成5年1月29日、平成5年12月9日に変更許可がなされておりまして、それに加えまして、平成12年6月12日には10%未満の増量ということで、軽微な変更届け出がなされておりまして、その結果として、今申し上げました埋立面積、埋立容量になった次第でございます。

あと、平成2年8月6日、安西建設でスタートいたしましたが、1の下の囲み内を見ていただきますと、商号変更が2回、継承が1回行われまして、最終的には、平成13年4月25日に株式会社グリーンプラネットが事業を行っているというふうなことでございます。

さらに、きょう現場で見ていただきましたが、最終処分場の近くに、いわゆる焼却施設が設置されておりまして、その能力についてはごらんのとおりでございます。

2番目の処分場の設置目的でございますが、これは、いわゆるここにございますように、アシなどの植物が長い年月堆積いたしまして、泥炭状の軟弱な地質であったというふうなことから、その乾田化対策として行われたものでございます。

4番目をごらんいただきたいと思いますが、処分場の経過と現状等についてでございます。これにつきましては、悪臭苦情が頻発化した後を中心にまとめてございます。平成11年1月以降、電話あるいはファクスで、保健所とか、あるいは村田町役場に苦情が寄せられるようになってまいりました。それを受けまして、村田町が事務局を務めました「竹の内産業廃棄物最終処分場対策協議会」、これが平成11年2月に設立されまして、その1カ月後に地域住民の方々に「竹の内産廃からいのちと環境を守る会」を結成されたわけでございます。

次の2ページをごらんいただきたいと思いますが、県といたしましては、副知事を本部長といたします組織を平成13年12月、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策本部を設置いたしましたし、さらには平成14年2月に村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策調査検討会を設置いたしまして、その中には悪臭防止対策部会及び健康調査部会を設置したものでございます。

そのような流れの中で、県といたしましては、側溝整備でありますとか、あるいは適切な維持管理を図っていただくために必要に応じて措置命令等を発出してまいりました。それで、平成15年4月には、大きな問題になっておりました処分場から発生いたします硫化水素の発生原因を探るために、今申し上げました調査検討会から硫化水素発生原因等調査報告書を提出していただいたのが平成15年4月でございます。さらに、住民の方々の、どういうものが埋まっているかわからないという部分につきまして、改めてボーリングを行ったのが昨年の年末でございます。平成16年1月には廃棄物処理法違反によりグリーンプラネットを告発いたしまして、社長等関係者4人が逮捕されるというふうな経過でございます。

2ページの(2)をごらんいただきたいと思いますが、硫化水素の発生原因についてでございます。今申し上げました平成14年2月に設立されました調査検討会から、平成15年4月に調査報告書を提出していただきました。その報告書の中身といたしましては、硫化水素の発生は、埋め立てられた廃棄物の中に含まれている硫酸イオンを硫酸塩還元菌が還元することにより発生している。その硫酸イオンの供給源は、石こうの中に含まれる硫酸カルシウム2水和物であるということ推計した報告書をいただいたわけでございます。

さらに、その対策といたしましては、場内亀裂の補修、覆土・転圧の徹底、そういうふうなものが硫化水素の発生抑止には非常に有効であるということも最後にいただいているわけでございます。

(3)でございますが、硫化水素の発生状況について御説明を申し上げます。

先ほど現場で御説明申し上げましたときに使用いたしましたA4横型の測定地点図をごらんになりながら御説明をさせていただきたいと思っております。

硫化水素発生状況でございますが、第7工区の7-2の若干北側に7-1というガス抜き管がございまして、ここでございますように、平成13年6月には2万1,000ppm、同年7月には2万8,000ppmの非常に高濃度の硫化水素が観測されました。ここにつきましては、平成14年1月以降は硫化水素の感知はされておりませんが、全体的な硫化水素の発生傾向を見ますと、その下にグラフがございまして、最終的には0.3から80ppm前後

に、非常に低減化傾向をたどっているということでございます。さらに、いわゆるガス抜き管で無害化処理を行った後には、硫化水素濃度はゼロppmであったと。検出されないというふうな状況が硫化水素発生状況でございます。

2ページのその下でございますが、臭気的狀況につきましては、仙南保健所で週3回、定期的な立ち入りを行っております。現在では、弱いごみ臭が処分場内で時々感知される程度であるというふうなことでございます。

あと、現場で御説明申し上げましたように、連続モニタリング装置を3カ所設置しております。2カ所は処分場の境界線に設置しております。もう一つは、処分場の境界線から約250メートル離れた村田第二中学校に1台設置しております。その結果といたしましては、処分場境界線での結果といたしましては、平成15年6月、最大で0.46ppm検出をされているというふうな経過でございますし、あと、村田第二中学校では、最大で0.35ppm検出したというふうなことでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

3ページでございますが、今申し上げました調査以外に各種の調査を行っております。

一つは、処分場の状況調査というものを月一週行っております。これにつきましては、処分場内のガス抜き管の保有水の検査でありますとか、ガスの発生状況について調査をしております。結論といたしましては、メタン濃度は減少傾向にございますし、BODも改善傾向にございます。しかしながら、水温も低下傾向にはあるというふうなことでございますが、依然として、やはり30を超えているというふうな地点も散見されるというところでございます。

でございますが、浸透水、地下水、放流水の調査、これは年2回行っております。その結果については、表にございますように浸透水、この浸透水というのは、測定地点図を見ていただきたいと思いますが、第8工区の上の方に赤い がございます。ここからいわゆる浸透水の水をサンプリングして検査を行っているというふうなものでございます。

あと、地下水でございますが、地下水というのは、この地点図の左側、西側ですね。観測井1、あと下流側の観測井2、これがここで言っている地下水でございます。

あと、3番目の放流水でございますが、これは最終的には現場に御案内申し上げましたように、三つの池がございまして、そこから放流している水を放流水ということでございまして、結論としてはごらんのとおりでございます。

浸透水につきましては、平成14年7月31日には90あったのが、平成15年12月17日には12まで減少しているというところでございます。

地下水でございますが、基準値は0.01でございますけれども、観測井1は処分場の外側でございますが、ごらんのように0.01をオーバーしているのか三つあるというふうなことが確認されております。

でございますが、これは水質中のダイオキシン類の調査でございます、これは年2回行っております。基準値は、放流水は10、地下水は1ということでございまして、まことに申しわけございませんが、ちょっと訂正がございます。この基準地、数値の単位でございますが、 μg となっておりますが、これは pg の誤りでございますので、 p というふうに直していただきたいと思っております。

結果はごらんのとおりでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います、4ページに入らせていただきます。

の有害大気汚染物質調査、これも年2回行っておりまして、環境省の「有害大気汚染物質モニタリング指針」の中で、健康被害の可能性が高い物質として22物質指定されております。その中から特に処分場に関係の深いもの、11項目について選びまして、その調査を行ったものでございます。参考として御判断いただくために大河原町内での数値を、処分場内外の処分場内、処分場周辺の下に載せさせていただいております。

あと、その下の濃度範囲という部分につきましては、宮城県におきましては県内4カ所でモニタリング調査を行っておりまして、各項目ごとにその最小・最大の数値を載せてございます。こういうふうな数値を参考にして処分場内、あるいは処分場周辺の数値について御検討いただければというふうに考えております。

4番目のでございますが、これは開削調査というのを行いました。平成14年1月及び平成14年10月に開削調査を行いまして、いろんな知見が得られたわけでございますけれども、ここで話し申し上げたいのは、安定型産業廃棄物以外の紙くず、木くず、繊維くずなどの易燃性可燃物は全体の2.70から4.36%であるということでございます。

発生ガス調査も行っておりまして、これは平成15年3月に行いましたけれども、確認されたガス成分は廃棄物層で81から87種類、浸出水で32物質が確認されております。また、悪臭防止法に基づきます特定悪臭物質、これが22物質定められておりますのが、そのうちから処分場からはアンモニア、硫化水素、硫化メチル、この3物質が検出されております。

その次のボーリング調査、これは年末に行ったものでございますか、後から改めて話し申し上げますので、ここでは割愛させていただきます。

あと、最後でございますが地下水挙動調査、これにつきましては、2年がかりで調査を行っ

ておりました、最終的な報告は来年の1月ぐらいに出てくるはずでございますが、ここで話し申し上げたいのは、3行目、基岩は被圧されており、廃棄物層から基岩層地下水への汚染の兆候は見られなかったというふうな報告をいただいております。これは、簡単に申し上げますと、いわゆる処分場の廃棄物層に含まれるいろいろな物質が基岩層に浸透することはないというふうな結論でございます。最終的なものにつきましては、今お話し申し上げましたように、来年1月以降に最終報告書ということで出てくるというふうに考えております。

次のページをお開きいただきたいと思います、これは資料4でございます。これは、昨年末に行ったボーリングの調査結果でございます、今からお話し申し上げる項目以外に、最終的にはガスの成分分析の結果がこれに加わる予定になっておりますが、きょうは申しわけございませんけれども、その部分についてはまだ出てきておりませんので、ここに載せてはおりません。

ボーリングは7カ所行いまして、場所につきましては、この資料4の図1をごらんいただければ大体のところはおわかりいただけるかと思っております。このボーリングの箇所につきましては、住民の方々と話し合いをしまして場所の設定を行ったものでございます。8、これは焼却炉でございます、掘削は関係ありませんけれども、いわゆるダイオキシンの調査をナンバーをつけて行ったということで、8番目に焼却炉が、その図1に記載されてございます。

まず、(1)のボーリング調査の結果でございますが、覆土の厚さは、薄いところで20センチ、厚いところでは3.5メートルございました。廃棄物処理法では、最低50センチ以上というふうな規定がございますので、それに違反していたところがあるということでございますし、あと、廃棄物の厚さにつきましても、13.5メートルから21.3メートルまで、非常に幅があったという結果が(1)の結果でございます。

(2)に移らせていただきますけれども、これは埋立廃棄物の種類分析結果でございます。安定5品目以外のものがどのぐらい含まれていたかという部分でございますが、表2をごらんいただきたいんですけども、1.48%から5.49%、各ボーリングの孔内から検出されている、発見されているということでございます。

(3)のダイオキシン類測定結果でございますけれども、次のページをお開きいただきたいと思います。

ダイオキシン類特別措置法の土壤環境基準は、1,000 pgでございますが、処分場内の七つのボーリング箇所からは、基準値以下でございましたが、焼却炉の付近に積まれていたれんがから、この環境基準を上回る1,900 ppmが検出されているという結果が得られまし

た。

次の(4)でございますが、これはボーリング孔内の水質検査結果でございます。これは、ごらんのとおりでございますけれども、ボーリング孔内の水質検査結果を、いわゆる廃棄物処理法の地下水基準を当てはめて検討いたしますと、細字になっているところが、この地下水の基準値をオーバーしているというところがございます。あと、注目すべきは水温でございます、40 を超えているところが二つ、30 以上のものが一つある。かなり高温のところがあるというふうな結果が得られた次第でございます。

(5)でございますが、ボーリングコアの溶出試験結果でございます。

これも、同じように地下水水質基準を当てはめましたところ、ごらんのようにBOD、鉛、総水銀が太字の部分について基準を超えているという結果が得られたわけでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

健康対策課 次に、県がこれまで実施いたしました健康調査の結果について御説明させていただきます。

資料の5、「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る健康対策の概要」をごらんいただきたいと思っております。

まず、平成13年11月に東大式健康調査票、略称THIによる調査を実施いたしております。この調査は、健康状況の客観的な分析を行いまして、地域特性を把握するため実施したものでございます。

調査対象は寄井地区に限定して行っております。

調査の結果につきましては、他県の同等の地域と比較いたしまして、「多愁訴」、「呼吸器」、「目と皮膚」などの項目について大きな差が見られました。

また、日中仕事のため住居を離れている30代から40代の男性には異常がなく、一方、50代以上の男性及びすべての年齢層の女性に「多愁訴」、「呼吸器」、「目と皮膚」の3項目について差が見られました。

結論といたしまして、科学的には分析結果に見られる特徴は、硫化水素が原因だと考えても矛盾しないというものになっております。

次に、小中学生に対する健康状態アンケート調査でございますが、この調査は、町の教育委員会及び処分場周辺の村田第二小学校及び村田第二中学校のPTAからの要請を受け実施しております。

調査の方法につきましては、学校生活などにおける健康状態について、気体による影響を受

けやすい目及び呼吸器系統などの症状を主とした質問項目にするとともに、調査の対象期間を明確に設定したほか、比較のための対象群として同町内にございます村田第一小学校及び村田第一中学校を設定しております。

調査は、平成14年度に3回、平成15年度に1回の計4回を実施しておりますが、第1回の調査の際には、直近の1週間と、それから平成13年4月から平成14年3月までの各1年間、さらには既往歴についても調査しております。

また、第2回目以降の調査につきましては、おおむね直近の1週間程度の期間を対象とし、実施いたしました。

調査の結果につきましては、平成13年には村田第二小学校においてのみ、皮膚症状や頭痛の症状が増加しておりまして、処分場からの気体発生による健康への影響があった蓋然性が高いものとなっておりますが、平成14年度及び平成15年度の調査時点では、村田第二小学校及び村田第二中学校と、対照校であります村田第一小学校、村田第二小学校との間に差があるものとは言えず、健康への影響はなかったものと思われまます。

なお、このアンケート調査につきましては、発達過程にある子供の将来への影響を心配される住民の方々の声が高うございますので、経時的な変化を把握するために、平成16年度におきましても引き続き実施する予定であります。

また、アンケート調査の結果につきましては、学校を通じまして保護者の方々へお知らせしておるところでございます。以上でございます。

宇野技術副参事 続きまして、資料6をお開きいただきたいと思います。

今説明申し上げました内容を踏まえまして、「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会の検討事項」について、案として御説明を申し上げたいと思います。

検討委員会の目的でございますが、これは先ほど申し上げましたように、廃止に向けた対策等を総合的に検討するというふうなことでございまして、主な検討事項としては、大きくわけて二つに分かれております。一つは、処分場の廃止に関する事項と、もう一つは、早急に検討する事項と二つに分けております。

まず、処分場の廃止に関する事項でございますが、2の(1)の をごらんいただきたいと思います。処分場からの影響評価について検討をする。各種の調査結果等に基づき、処分場の現状及び処分場が周辺に与える健康及び環境に関する影響等を評価・検討する。

処分場に係る各種対策。処分場の現状や影響等の評価に基づき、埋立廃棄物の取り扱いを含む必要な対策を検討する。

処分場の維持管理、事業者による管理が見込めない現状から、廃止までの間に県が行うべき維持管理について検討する。

処分場廃止後の課題・留意点、処分場の廃止後の課題・留意点などを整理する。

これが処分場の廃止に関する事項でございます。

(2) 番目に、早急に検討すべき課題。

(2) の でございます浸出水対策、水質の検査結果や処分場の現状を評価し、浸出水対策の検討を行う。

発生ガス対策。ガス抜き管内における硫化水素等の発生状況、ボーリング孔を利用した発生ガス調査の結果等をもとに、処分場の現状を評価し、処理対策の検討を行う。

でございます。有害物質対策。今回のボーリング調査の結果を受け、今後の監視・調査や対策について検討を行う。

次のページをお開きいただきたいと思います。

専門部会の設置でございますが、本検討委員会の検討事項のうち、2 - (1) 、これは前のページでございますように、処分場からの影響評価でございます。及び2 - (2) でございますが、これは早急に検討すべき課題を指してございます。特に係る科学的・技術的事項については、検討委員会設置要綱第6の規定により委員長が指名する委員で構成する専門部会を設置し、検討するということでございます。

最後に、検討スケジュールの案でございますが、本日の検討委員会を受けまして、直ちに専門部会を立ち上げまして、このフローにありますように処分場の現状と環境影響評価並びに処分場の維持管理等対策検討を行いまして、その内容を踏まえて、2回目以降の検討委員会を開催していくというふうなスケジュール案でございます。

最終的に、処分場の廃止に向けた検討報告というものを検討委員会からいただくというふうなことで、できれば来年度内に、来年の3月までに検討報告をいただくことができればなというふうに考えてございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

今までの経過と、この検討会で検討する検討事項というものを今説明いただきましたけれども、質疑や御意見があれば、住民の委員の方。はい、佐藤さん。

佐藤(正)委員 資料の6、これも(案)なんです、それがあたかも前から決まっているような形で説明されたんですが、もとに戻りますけれども、(事業者は)3月の何日かに処分業

者でなくなったわけですね、グリーンプラネットは。それを県の廃棄物対策課の指導班が庶務を務めるとするのは、これはおかしな話ではないかと、相手がいないわけですから。

それで、私は、そのことを、過ぎてしまったんですけれども、実際には竹の内のこの委員会の事務局というのを独立させて持ってほしいというふうに思っているんです。もう過ぎたんだからだめだよと言われてたらそれまでなんですけれども、それをそういうふうに強く求めたいというふうに。

それと。何かまずいこと言いましたか、私。何だかわかりませんが、頭を横にしている方がいるんですが、当たり前の話だというふうに。

それから、ここで検討案ができました。それは全然報告ないということなんですが、知事がおいでになっていますので、(それを)どの程度尊重していただけるのか。全部見ますよとおっしゃっていただけるのが一番いいんでしょうけれども、その辺のお話を今日していただければ、力の入れ方が違うと。

委員長 できれば最初、今の説明に対する質疑だとか、内容に関する御意見をいただければありがたいんですが。鈴木さんなんかは何かありますか。

岡委員 今、県の事務局の方から報告された内容がこれですけれども、私たちずっと守る会で、このような論議をずっとしてきました。その論議の経過についてもぜひ聞いていただきたいので、ここで資料を配って説明をするので、まずそれを前提にやってもらいたいと思います。それで、両方一緒に論議を進めていただけるね。

委員長 じゃあ。

(佐藤(正)委員、岡委員から提出された資料配付)

鈴木委員 それでは、私の方から基本的な、この竹の内での開催に当たっての住民の考え方というふうなことで、基本的な立場なり、今後の方向について御説明をしていきたいというふうに思っております。

処分場の廃止に向けまして、県が早期に委員会を総合的に対策を検討するに至ったことにつきましては、地元住民としましても大変心強く受けとめておりまして、従いまして、県と住民、そしてまた関係者が積極的なですね、そういう中から合意を踏まえながら一日も早いこの解決を図るために、下記により住民の考え方というふうなことで御説明をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

あの、一つ、現状認識というふうなことでございます。この現状認識につきまして、まず産廃ですね、埋立総量の認識というふうなことで、これについて基本的にこの埋め立てされた産

廃施設の性格上、一つは処分場の周辺に投棄されまいたいゆるの不法投棄、そのことによつて業者が逮捕されたわけでありまして、不法投棄処分量、これのまず確定というふうなことがあります。

それから、埋設の予定、この深度超過により、許可されていますと、私どもは5メートルと前から言っているんですが、5メートルくらいが深度じゃないかというふうに思っているんですが、今度のボーリングの結果からしても、20メートル程度の深度になっていると。こういうふうなことから、産廃物が超過したことは明らかで、その産廃物の超過量について確定をする。

それから、マニフェスト量の部分であっても、この安定5品目以外の埋設物があるというふうなことで、これについてはどの程度、今ちょっとお話ありましたが、このボーリング調査の結果の中で明らかにしていく、検証していくというふうなことでございます。

次に、公害と環境汚染の現状というふうなことで、硫化水素を初めとするガスが依然として出ている、現状として発生をしております、大気を汚染しているというのが現状でないかというふうに思います。

次に、2点目としては、有害物質により汚染された浸出水が、処理されないまま用水路や川に流れていると、こういう実態があります。

それから、町長のお話にもありましたけれども、町道や農道が冠水をしまして通行障害を起こしていると、こういうふうな実態があります。

健康被害の現状としては、目、鼻、のどの痛み、せき、くしゃみ、風邪の慢性化、こういうものを訴える人が多いと。健康被害はないというふうなこともちょっと先ほど何かこの文面の中にありましたけれども、決してそうじゃないというふうに思っております。

それから、微弱濃度であっても、長期的な暴露によって健康障害を与えるというふうなことは依然から指摘をされておまして、科学的にも証明されていることだというふうに思います。

こういった現状認識の上に立ちまして、解決のためですね、私ども守る会、これは住民の主張としてもいいと思いますけれども、次のとおりでございます。

村田町沼辺地区は、荒川の流れる山紫水明に恵まれた土地柄で、きれいな水と澄みきった風景の中で生活していたものであり、この環境を取り戻すことが、この総合対策委員会の責務であらうというふうに思っております。

1999年、平成11年1月、これは準備会ですけれども、1月の守る会の発足以来、県に対し公害調停や、あるいはまた直接交渉の場で誠実なこの要請をしてきたにもかかわらず、県

が住民の目線でとらえてこなかったというふうなことが、解決を長引かせてきたものであり、県の猛省を求めたいというふうに思っております。

ことし1月に竹の内産廃不法投棄事件で業者が逮捕されました。それに関連しまして、県がこれまでの県の対応の不備を反省し、謝罪しました。これは、この間、加藤副知事が来られまして、またきょうも知事の方からもごあいさつがありました。この謝罪を具体的な形でですね、環境の原状回復に向けて示していただきたいというふうに思っております。

これまでの県により数々の調査と検査が行われてきたけれども、基準値以内とか、また微弱であり問題がないと、こういうふうなことがよく示されるわけでありますけれども、しかし、現状を、例えば健康被害や、あるいはまた環境汚染が現実にあるわけですから、発生している現状というものを直視をした結論としていただきたいというふうに思っております。

解決するための到達目標というふうなことでございます。

処分場産廃物の再処分というふうなことについて述べます。

つまり、先ほど言いましたように不法投棄廃棄物、つまり処分場周辺に投棄された廃棄物、これは対象とする。次に、処分された許可容量を超過した部分の撤去と、こういったことを対象にしていく。

それから、安定5品目以外の不法廃棄物の撤去、これは選別が困難であるならば、これはやはり全部撤去していただかなければいけないと、ここに回答ありますけれども、今度の県の方のボーリング調査によりますと、既にですね、砒素、鉛、水銀、こういったもの、特に水銀はもう7カ所全部から出ていると。鉛については3カ所、砒素については2カ所から、基準値を超える濃度の有害物質が検出されている、こういうことからすれば、もはや、この安定5品目とか、あるいはまた、これはマニフェスト量だからというふうなことはもはや言えないと。したがって、これは全部撤去ということしかないのではないかというふうに思いますので、そういう方向でもってこの検討部会の認識としていただきたいというふうに思っています。

公害除去のための恒久対策でありますけれども、ガスの除去に向けたしかるべき対策、あるいはまた水質汚染防止に向けたしかるべき対策というふうなことになりますけれども、全部除去できるというか、その間における、これはあくまで全部撤去できるまでの対策というふうなことになるわけで、そういう認識でとらえていただきたいというふうに思っています。

それから、焼却炉については、これまたダイオキシンがですね、基準値を超える数値が出ているというふうなことで、先ほどお話のあったように、この焼却炉周辺の、いわゆるれんがからダイオキシンが1.9倍確認されておりますので、これについては焼却炉の無害化をして、

直ちにこれを撤去すべきというふうに思っております。

次に、健康被害の防止対策でありますけれども、この周辺の住民の中には、孫とか子供、大変、喉とか、あるいはまた涙が出るとか、せきをするとか、大変苦しんでいる状態でもございますので、これについては、避難住宅を設置をしていただきたいと。これは既に、以前にも県の方に要請をしているところでありますけれども、一日間あるいは二日間というふうなそういうものじゃなくて、一定期間の住居を、固定化したその人に固定をした住居というふうなことで設置をしていただきたいと。

それから、産廃公害特定病院の指定というふうなことでございます。

これは、なかなか科学的に病院のお医者さんは、この産廃処分場と、例えば風邪とかせきとかというふうなことについて因果関係を認めるといふか、こうだというふうな先生はなかなかいないんですけれども、それだけにですね、ぜひ県が病院を指定して、ここの病院に、ぜひいろいろ健康に被害のある方については行きなさいと、こういうふうなことで、常に専門医師が随時健康相談に当たると、こういうふうな体制を、病院の姿勢の中でこの対応をしていただきたいというふうに思っております。

きょうの段階において、委員会に臨む住民の考え方として、私の方から一通り説明をさせていただきました。ぜひ検討いただきたいと思います。

委員長 大変貴重な御意見、どうもありがとうございました。

大変抜本的な解決を求められたんだと思うんですけれども、それは相応な時間をかけた調査だとか検討が必要だと思うんですね。委員が言われたように、今の御意見の中にもありましたように、当面の問題も言われておりますので、資料6の(2)の早急に検討すべき課題として浸出水対策、発生ガス対策、有害物質対策、これについて、この前提として処分場の現状を評価するというので、これについて、当面、至急専門委員会を設けて、それで検討していただきたいというふうに思うんですが、それを前提とした場合に、その当面の問題を解決するために必要な何か調査事項だとか、そういうものがあるかどうかというふうなことですが、少しその辺ちょっと確認をしたいんです。これ、現在、専門委員の先生方に検討していただく資料としては何々あるかということですが、調査検討会の調査結果、それからボーリングの調査結果、それから県の方で行っているさまざまな調査結果ですかね。

あとは何かありますか。したがって、今言ったような調査結果をもとにして、早急に解決すべき課題の事項について、専門委員会を設置して検討していただくと、それが適当ではないかと思うんですが。

事務局 すみません。ちょっと補足させていただきますと、きょう準備できなかった年末のボーリングに基づくガス成分の結果についてはまだ出ておりませんので、それが出た段階で、それも含めて検討していただきたいというふうに思います。

委員長 それはいつごろできるんですか。

事務局 来週中にはできると思います。

佐藤（正）委員 長々と廃対の演説を聞いておりました。それで、そのものも持っているけれども、大本営発表でしか何もありませんよ、戦争末期の。このまま沈没するんだよというふうなときにでも、なになさっているかわからない、3機落とした、4機落としたというふうな言い方で、必ずしも現状を正確にあらわしていないと、そういうふうに思っているんです。それで、先ほども、もう廃対はいいから、新しい事務局をつくってくれというのはそういうことの意味なんです。

汚染を見逃してしまっている、わざと（汚染を）跨ぎかけているというふうな状態で、数値を幾ら上げてもうどうしてもやるわけですね。その責任はだれもとらない。こんな竹の内になってもだれも責任をとらない。これでは全く大本営ということは、わかる人はわかるんですよけれども、最後まで何もしないというふうなことで、末期状態だとというふうに思っております。

それで、そういう意味で、その廃対課からの、この事務局を独立させてくださいというふうなことを言っております。それで、やり直さなければならないのはやり直さなければならないということをおっしゃっているわけですね。（汚染を）跨いで歩くことなんだけれども、やるなということをおっしゃっているんです。当てになる資料と当てにならない資料がいっぱい混在しているのかなというふうに思っております。それで、半分ぐらいでこれだけやってしまいますと、どのぐらい当てにならないかというふうなことをここで言いたかったんですが。

業者逐電・竹の内・この1年ということ、一番上の写真は、現場のピートでこのくらい覆土してしまっただけでね、これは県議会でも、伊勢県議がこんなことでいいのかというふうなお話を知事になさったと思うんですけれども、そのときに、伊東部長は、今ちょっと止めて検査しております。それで、近くから掘って、交通費は運搬料がかからないから使ってもらってますというのとことなんです、これは、この一番上の資料、硫化水素発生原因等調査報告書の概要、これを読んでいただくとわかりますけれども、ピートで覆土しちゃいけないよというふうにここで専門家の先生方も言っておるんですね。それなのにやってしまっただけで、やって悪いことだけやってしまっただけなのに、今止めて、ちょっと検査していますというふうなこと

を言われたというんですね。これは、井戸口の近くにあるのを持ってきていただくと、運搬費がかからないと言ったんですが、現場で技術副参事は、そういうことではないというふうな言い逃れをなさるといふことで、ここでも非常に住民の感情を逆なでする行為だったなと思っております。

それから、その次、初めての措置命令、雨水侵入防止のU字溝をつくれとしてU字溝をつくらせたんですが、実はこのU字溝の上流端に、こういうふうな水たまりを、だあっとこういうふうな本当にそのままにして放置されていった。それで知事が来ることになったことからかどうかわからないけれども、ほんの2, 3日前に埋めたということがあったんですね。それで、これは役場の職員なども、何で(この状態で)穴こふさいで完成として受け取ったかわからないというふうに言っております。

その次、これはU字溝のあれなんです、完成、これで一安心といったかという、縦貫部で1キロ当たり4切れ、あそこのポンプがとまれば、道路はだぼだぼと冠水してしまうという。それで、実際には通常の雨においても簡単に冠水しまして、それでそこで水没した車は補償を受ける。けれども、何でなんだろうなというふうに思っております。

それから、一旦池に上げられた浸出水は、なぜか工場排水の基準を満たすとしてろくな検査もしていません。しないで、そのまま荒川に放流されている。最も基準オーバーの汚染が検出されて、放流をとめても満杯となったら処置なし。乱暴なことに関連の沈殿池があるにもかかわらず、汚水受けピーワン(P1)なんです、その浸出水を(直接)そのまま荒川へ放流する。下流域の底質には多量の硫化水素が含まれている。(これは)二中の(ガス)モニターの測定値を上げる原因となっているのではないかということ。そういうふうな乱暴なことが平気で行われております。

それから、次の資料等の次のページですね。焼却ヤードに2年以上前から野積みされていた焼却燃焼室改修廃材、猛毒、その時は猛毒が入っており、大体4, 000ppmの濃度だということであります。ダイオキシンを出さない、我々はダイオキシンの固まり、守る会は、こう呼んで、草も生えない現場の調査を進めてきたわけです。その点、(焼却)施設は事業者の手で早急に、撤去されるべきだとずっと言い続けてきたんです。事業者に撤去させたらいい。このダイオキシンの山は丸二年も、雨ざらしのまま放置されてきたということ。それで、県の調査で廃材の山から基準値を2倍ものダイオキシンは検出され、やっとブルーシートで覆われた。これは砒素を含む何千という(重金属)汚染の山、これはある機関に分析をお願いしたらば、重金属がぼろぼろと出てきた。それで、この炉は砒素をやってもらいなさい。砒素をちょっと

見てもらいなさいというふうな言い方しかしていませんけれども、汚染が、汚染の内に解体していくと費用が幾らかかるかわからない。これも、我々が考えることではありませんが、これは早急にやってもらわなきゃならない。

それから、この人たちね、7工区、東(側)のU字溝、2.5メートル(地下)の汚染。これは非常な硫化水素を含んだ水だったんですが、悪臭対策で埋められてしまった。草はもう既に枯れているんですね。これ、水たまっているところは、地域が処分場の前、それで、その次の写真は左の污水管までの埋めた水路が引かれております。厚いので3ミリ埋められている。段々と高くなって行って、その上にU字溝を重ねたということなんですか。

それで、ついでに言わせていただければ、昨年12月から明らかになった竹の内クライシス、最初のうちは_____基礎工事で相当_____はらって_____けれども、予想はしたものの焼却ヤードからのダイオキシン、7工区全部からの鉛、BOD、砒素、総水銀、などなど、竹の内の浄化復元はその全量撤去以外に考えられない。私たちは何をしたというのだろうかというふうに思っております。田舎者の善良さで、欲ボケの保身の魑魅魍魎、そういう人たちの責任逃れを急がせて(黙認して)きただけなんですよ。何で今の段階でこんなことをしていないのか私は理解できません、これじゃあ。何でも無いんだ、何でも無いんだ、地下水に行っていないから何でも無いんじゃないかというふうなのは、もう言ってほしくないんですよ。地下水が汚染して拡がっていくのに、50年間、100年間なんですか(ら)ね。だれが大本営発表しているんですか。

結果を予測できないことはしてはいけないと。竹の内はそう私たちに語りかけている。こうでないか、ああでないかということで、これ以上竹の内をちょして欲しくないということが我々の思っていることだ、もう。泥炭も覆土だと思っぞ。ここで泥炭使わないで覆土しろよという報告書を出しているのに、場内の泥炭持ってきたなら交通費安いから、運搬費安いから使わせる。役場でもって地権者から言われるからこれ使いますなんて、20何%も(有機物を)含んでいるんですよ、そいつは。有機物は。それを技術的には適正值だなんて、あること(ろで)はここに出ている部分にその有機物をのっけてしているんだもの。それに覆土し終わってから、今とめて検査しています。こういうふうなことがあったんじゃ、ごあいさつだけで、これもう魑魅魍魎だと言わざるを得ないでしょう、これは。こういうことだから、その、もう廃対課から放してけるというふうな話もずっとここしていた。それではわけわからないから今後急がなければならないというのを一つ覚えておいてください。5年たっているんだからもう。恒久的な対策なんて何んもしていませんよ、まだ。していませんよ。安心なんかできないっちゃ。そ

れで、ふた開けてみたら、7工区全部鉛で汚染されていました。安定5品目ばかり入ります。言っていました。何で鉛流れて汚染されるんですか、安定5品目に。外にはまだ流れていないだろう。大丈夫でしょう。我々ここに住むわけです。皆さんはすぐに転勤なさる。この中で、来年もこの委員会においでになるのは、知事だけは確実においでいただけると。あと(の)委員なんかというのは、ほかにいるのはわかりませんよね、皆。こういうことを超えた検討委員会であれば話になりませんというふうに思っております。

委員長 委員会の時間も関係ありますので。はい、お願いします。

鈴木委員 先ほどの専門委員会の設置の話が出ましたが、大方針として、まずこの場で先ほど提供いたしました住民の考え方、これに沿って、県の考え方なり、整理をした上で大方針をこの場で協議をした上で、あと専門委員会で個別的なものをやると、こういう趣旨にしないと、このどっちにいくのか全然わからないように、最初から専門委員会と、これだけはちょっと私はやっぱりそれは後でまた混乱するものになるんじゃないかというふうに思いますので、この点について、その場で、やっぱり大方向を決めて統一するような方向でいった方がいいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。(「関連」の声あり)

委員長 はい、渡邊委員。

渡邊委員 地権者として要望をお願いしたいんですが、今まで述べられたきた方々と重複する点も多々あると見てございますが、特に今まで要請してもらった排水対策についてはぜひひとつやっていただくようにしたい。あそこは道路が水路化してしまい、それがやっぱり何としても排水対策、何回も町の方でもお願いしました。町の方でもそれなりにやっぱり対応していただき、もう夜中にあそこにポンプ2台でかいていただいたこともございます。ぜひともこの排水問題、これをお願いしたい。

それから、整地については、経過を十分考慮いたしまして、結果あそこ整地されたんです。平に全部整地された、あのときは社長が来て、一旦あそこに置かせてください。だめだと言ったら、その時はね、すぐに今すぐ運べないんだと。そういう関係からあそこは泥炭を置かせてけると言われて、決して私たちはいいと、責任持ってそのかわり後で持って行ってくださいねと何回も言ったんだけど、3回目ぐらいというふうな話だったんです。ぜひひとつ整地をいたしまして、まだ、もろもろとなりますが、町長ないし当局の即刻なる対応をぜひひとつお願いを申し上げたいと思います。

委員長 岡委員。

岡委員 岡です。

先ほど事務局の方からちょっと報告あったんですけども、検討委員会でね、この中身で検討するということになるとかなり問題あると思うんですよ。率直に言いますけれども、県の方あの処分場について全体的に調査したのかどうかということなんです。大体ここに報告されているのは、我々守る会の方から開削してください、あるいはボーリングしてください、そういうふうなことでもってやって、やっとやった結果をここに出ているような感じがするんですけどもね、だから、例えば埋立量の問題にしても、まだはっきりは恐らくこれよりももっと埋まっていると思うんですけども、それから、地域についても、かなりオーバーして埋まっていると。警察でこの間やっていましたけれども、それ以外のところでもね、あると思うんですよ。

だから、県としてはそういったことをきちっとあの処分場をメッシュ状態に調査して、どこから出ているかというふうなことも、恐らく調べていないんじゃないですか。我々が指摘するから後追いでもってすべてやってきたということですね。だから、検討委員会ではもっと、これだけの内容で検討するということでは、ちょっと無理があるんじゃないかなというふうに思っております。

傍聴者（香味） 部外者だけけれども、これからは、いわゆる検討委員会が主としての発言になるわけですね。いわゆる傍聴者は余り発言をすべきじゃないというような要綱があるようなあれですね。ですから本当は発言すべきではないのだけれども。それで、お願いなんだけれども、やはり検討委員会は、相当な人たちであるという感じ、識見、主に優秀であるという名目のもとに収集されたんだ。やはりこういう対応ある前に、やはり検討委員会を中軸として住民の意思というものはいかなるものなのかということについて十分に勉強しておかなくちゃならないと思うんです。結局きょうの会合だって、2時間も終わるんだけれども、何がなんだか一つもわけわからないんですね。要するに、何ものなるものかということについては、回答を得たような検討委員会ある前に検討委員が中心になって皆の意見を聞く会合というのが必要じゃないかという考えであります。（拍手）でなければ、検討委員会だって、困っていると思うんだけれども、何がなんだかわけわからない、我々はね。もっともって言いたいことがあるわけです。

ダイオキシンの問題だってそうなんです。もう恐らく硫化水素はどういうものか、あるいは鉛は人体にどういう影響あるのか、砒素はどういう影響あるのかということなどについては、自衛隊に行けば、すべて自衛隊ができるんです。わしは、昔の若い時代に毒ガスの教育を受けているからよくわかるんですけども、もっともってやっぱり検討委員会も、この検討委員会は町長から任命されたんだから、予算は結構あるんです。やはり自衛隊やかなんかに行って、

砒素というのはいかなるものか、硫化水素はいかなるものであるか、相当について勉強してほしい。以上です。

委員長 きょう、第1回目なので、先ほど言われたような基本的な大きな方針を決めるだとかなんかというには、少し資料が足りないし、資料の読み込みも足りないと言わざるを得ないと思うんです。

ただ、当面健康に害になるようなガスだとか、あるいは水だとかが出ているか出ていないか、それに対して必要な対策が行わなければならないし、どんなものがあるのかということは至急しなくちゃいけないというふうに思うんですね。そういう意味では、資料6も、検討事項に早急に検討すべき課題を検討してもらおうということのために専門委員会を設置して、そして検討してもらおうと。それでいい意見が出るように、住民の委員の方からいろいろきょう出た意見も参考にさせていただき、あるいは、もしも別な資料があるのであれば、それも出していただくというふうなことで、当面この専門委員会を設置して検討してもらおうということにしたいと思うんです。

それで、それ以外の恒久的な問題というのは、これについてはまた時間をかけて検討してもらおうということもありますし、それから、専門委員の検討の今ある資料、あるいは住民の方の資料で十分かどうかという問題がありますから、それに固定するというではないんですけども、しかし、そういう検討をしていかない限りは、当面の対策も立てられないということになるので、そうしたいと思うんですが、いかがですか。

阿部委員 県の専門部会の件なんですけど、先ほどの事務局からの説明を聞きますと、次回の委員会、このフローチャートを見ますと、部会の委員会、この検討委員会というのは、専門部会の検討の後ということになっております。その専門部会なんですけど、その専門部会自体が住民の御意見を踏まえてとおっしゃいましたけれども、住民の意見を聞かないで、まさにその自分の専門にかかわって、その段階から云々、そういう専門部会になってはよろしくないというふうに思っておりますので、仮に専門部会を設置するとした場合に、専門部会の委員に住民の方に入っていたか、委員に入らないまでも、住民の代表は参加できると。委員としてではなくてですね。部外委員から参加できるとか、そういう仕組みをとっておかないと、まず一方の大きな意味での検討委員会が、まさに住民をガス抜きのための委員会になってしまって、まさに名目上のものになって、実質が専門部会の専門家で決められてしまうという事態になってしまうのではないかと思っておりますので、私が基本的には専門部会なんかもやらずに、こういう機会に、専門的なことも時間をかけて協議をしていくというのが一番だと思いますが、そ

うじゃなければ、専門部会の構成員に必ず住民を参加させるということが必要だと。この参加のさせ方については、先ほど言ったように、委員に任命するか、部外委員とするかということはあると思うんですが、そうしていただきたいということです。当然、専門部会であっても、公開をすると。議事についても即ホームページに、パート2などの公開をするということが必要なんだというふうに思います。私の意見です。

委員長 何人ぐらいの住民の方ということを考えますか。

阿部委員 その専門部会の専門家の方々にも委員に入ってもらえなくても、希望があれば、すべて入れてもいいのかなというふうに思います。その御判断をお願いします。

委員長 かなり専門的な数字だとか、対策にしてもいろんな機能だとか、そういうものの検討になるので、専門家の先生方の委員の方をお願いしようかと思っていたんですが、その辺は専門家、原田委員もいらっしゃるんですが、どうでしょうかね。別にお考えですか。

傍聴者（香味） 別というか、時間外になるわけですがけれども、この次あたりに、要するにあそこから出る公害問題と薬害といいますか、そういう問題と農業はいかなる関係にあるんですか。あるいは、硫化水素なんかも大分なくなったようでもありますけれども、ほかの砒素とかいろんなもの出ますね。そういったものの農業に対する影響等を聞くと、やはりこういう人があいそうだと。せっかく来ても農業の専門家が入っていませんので、この前の向こうでやった会合のときに、この会合の中に県でもって農業の専門家はいないということは甚だ不勉強であるということも実は言ったわけです。そんな農業の専門委員がいるようなあれではありませんので、やっぱり一番心配しているのは、あそこが、結局、農業用水の上流に当たりますので、そういったことについての説明は必要であると。皆で安心をしたいという考えであります。

委員長 じゃあ、専門家として8人の専門委員の方いらっしゃるので、それで委員会をつくっていただいて、その委員会の会議については、ほかの委員にも通知していただいて、参加していただくというふうなことにしたいと思いますが、いいですか。

それでは、専門家として確認をお願いをいたします。きょう出席されている人からお伺いをいたしたいという考えなんです、そのほかに。

委員長 それから、これは早急な対策の中に焼却炉の問題というのは入っていないんですか。

事務局 早急にとるべき課題の中の有害物質対策として、ダイオキシンも含めて、焼却炉も含めて考えていただきたい、検討していただきたいというふうに考えております。

委員長 きょう、住民の委員の方からいろいろ発言ありましたが、覆土の問題だとか、その点については次回、事務局の方からまた回答をいただきたいというふうに思います。

それから、きょう時間ですので、日程を決めたいと思うんですが、専門委員の専門部会ですね。これは検討、いつごろになりますかね。事務局で大体日程調整しているようなことがあれば、御説明をお願いします。

事務局 きょうおいでになっていない先生が4人いらっしゃるんですけども、できるだけ早くということで、お見えになっていない先生を含めて4月22日の週あたりをめぐりには想定を進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。22か23あたりを想定しているんですけども。

委員長 その一日で結論が出るかどうかというのはわかりませんが、出ないかどうかちょっとわからないと、この間全体の委員会をしめておくわけにもいかないの、一たん全体委員会も決めたいと思います。その上で、あと、いろいろ今日もらった資料なんか、大分厚い資料などもありますので、これは専門家の委員の方はわかるんでしょうけれども、私だとか、これはなかなかわかりにくいので、そういうのを説明してもらおうような委員会というか、説明会を置いていただいて、それでそのときにもうちょっと住民の方々からの意見も伺うというふうな、そういうふうなやり方にしたいと思います、いかがですか。

佐藤（正）委員 午後1時半から2時間というんだと中途半端で終わる。朝から、10時からお昼を挟んでやる。ということで、役所の方はそんなにお出でいただかなくてもということで。

委員長 私も、一日と言われるとちょっと困るので、その午後いっぱいとかね。

佐藤（正）委員 いやいや、犬飼委員長もいろいろ理由あるんだろうけど、これで時間延ばしをされたのでは、とても命がもたないという。

委員長 午後いっぱいだったら、できるだけ多く時間をとりたいと思います。きょうは現場を見る時間もあって、少し会議の時間は短かったですけども。

日程の方は特に、ここで決めますか、この5月の日程は。それとも、きょう出席されていない委員もいらっしゃるの、後日ちょっと調整させて、5月中には開くというふうにしたいと思います。

委員長 できるだけ早目早目にね。

阿部委員 事務局の方に要望なんです、法律家の立場からすると、目的が廃止に向けた検討というふうになっております。廃掃法上の廃止基準、これについて各委員に御配付いただきたいというふうに思っております。

要は、この廃止基準に適合するかどうかというのが法律の観点からの判断になると思いますので、できればこのチェック項目から入れていただいて、解説が必要なら解説も入れていただ

いて、廃止基準を各委員に配付していただきたいというふうに思います。

委員長 はい、お願いします。

ということで、今日は一応終わらせていただきたいんですが、知事が出席するというのもそう毎回ではないでしょうから、御発言をお願いします。

浅野知事 何となくこのままでちょっと帰れないという感じになっているんです。(拍手)

佐藤正隆さんからは、かなり厳しい御意見をいただきました。それは、お気持ちはわかるとか、やむを得ないというか、相当の我々宮城県という組織に対する不信感があって、決定的におっしゃったのは、この廃対課は、もう当てにならないからおまえらやめろというお話だし、それから、渡されている資料は、大本営発表だということ。これは大変重い発言だと思います。

ですから、その不信感というのをこのままにして私は帰って行くわけにもいかないの、これは、これに対して反論するんじゃないんです。その不信感というのは、これまでの経緯上いたし方ないんですが、これまでの態度で、我々のあれでぜひもう一回見直していただきたい。すぐ直前のものもありましたけれども、これもちょっと経緯とかいろいろあるんでしょうが、覆土のあれで、ピート層と言われるものを使ったのもそもそもおかしいというのは、報告も直近のことですから、昔のことではなくて。今いるメンバーの固有名詞も出ていますからね、ありますけれども、しかし、それはそれとして勘弁してくださいじゃないですよ。それも含めて、これからこの検討委員会、我々はかなりの覚悟を持って臨んでいます。これは、何か隠れみのにして終結を図るというつもりではなくて、まさに我々、住民の方々に多大な御迷惑と不信感を与えるところまで来てしまったと。これを率直に反省をして、これからどうするかということ、こうやって、この種の専門的な立場からの御意見をいただきながら、この後住民の方々にも入っていただく。傍聴者にも大変活発に御意見を聞かせていただきましたけれども、まさに主体というか、被害者というのは住民の方々であるわけですから、そういった方々にとって最善の解決にするためにはどうしたらいいのかというために我々はこの会議を設け、我々も来ているし、そこにもおります。

したがって、さまざまな不信感なり、おありにあるということは十分受けとめています。大本営発表ということであれば、じゃあ、それぞれの調査項目についてももう一回やり直すべきだとか、こういう調査もすべきだとか、それは具体的におっしゃっていただいて話を進めていきたいと。それで膨大な時間とお金がかかったりするとなかなか難しいんですが、我々是可以るものについてはしっかりとやっていきたいと。これで不十分だということであるとすれば、これは話が進みませんので、調査などについてはしっかりとやっていきたいと。

きょうも文書でさっきいただきましたけれども、例えば、予定超過量を測定することというのがありました。これは当然我々としてやらなければならないと思っています。こういった方法できるかというのは、お知恵を出してもらいながらやっていきたいと思えますし、きょう、出てきたあれについては、私は全部これはひとつやっていきたいというふうに言ってみせてもらいましたので、このいのちと環境を守る会で、きょう付で浅野史郎様と私にあてられているもんですから、これは、もらっただけで「はい」と言うわけにはいかないのです、これは真摯に受けとめるというか、しっかりやらせてもらいますということを改めて申し上げたいと思えます。

ということで、ぜひこれは佐藤さんだけじゃありませんけれども、我々も一生懸命やりますので、だらだらと見えるかもしれないし、後の経緯からいってまだ信用できないということあるかもしれませんが、きょうも率直におっしゃっていただいたのはむしろ結構だと思いますけれども、ここでぶん投げずに、我々をもうちょっと信用していただき、また叱咤激励をしていただき、解決できる方法は私は同じだと思っています。ということで、そういう意味での前向きな御意見と厳しい御指摘を賜ればと思っております。これぐらい言っておかないと、私、来たかいがございませんので、これは皆も、事務局も聞いているだろう、我々の決意表明もありますので、このようにぜひ御理解をいただきたいと思うんです。

委員長 鈴木委員が現場で説明された内容について、大分次回まで少し事務局で説明できるように強くお願いしておきます。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。

どうも長時間ありがとうございました。